

審議会等会議録

審議会等の名称	令和8年度第1回山口市再犯防止推進協議会
開催日時	令和8年8月31日(月曜日)10:00~11:05
開催場所	山口市役所本庁舎(山口総合支所)5階 会議室503・504
公開・部分公開の区分	公開
出席者	三浦委員、吉永委員代理、石村委員、藏田委員、地主委員、山田委員、吉武委員、福永委員、西山委員、神田委員、藤井委員、柿並委員、田中委員、宗綱委員、篠原栄委員、江良委員、篠原秀委員、原田茂委員、木橋委員、松村委員、原田純委員、桝村委員代理
欠席者	大石委員、上田委員
事務局	【健康福祉部】 堀部長 【地域福祉課】 西山課長、山下主幹、豊島主事
議題	1 開式行事 (1)挨拶 (2)委員紹介 (3)会長の選出 2 報告 (1)山口市再犯防止推進計画 (2)再犯防止をとりまく状況 (3)令和7年度の実施状況 3 議題 令和8年度の実施(案) 4 再犯防止に関する実施紹介 (1)山口公共職業安定所 所長 地主 好宏 (2)山口少年鑑別所 首席専門官 石村 知彦
内容 1 開式行事 (1)挨拶 (2)委員紹介 (3)会長の選出 2 報告 (1)山口市再犯防止推進計画	次第に基づき、次のとおり進められた。 堀健康福祉部長 挨拶 席次表と委員名簿をもって紹介に代える。 山口市再犯防止推進協議会設置要綱第3条第3項(委員の互選) 事務局一任とされたため、事務局より「山口保護区保護司会会長」である宗綱委員を推薦。委員一同承諾。 【宗綱会長】 それでは、議事を進行します。

(2)再犯防止をとりまく状況 (3)令和7年度の取組状況	まず、次第2の報告の(1)から(3)までについて、事務局から一括して説明をお願いします。 【事務局】 地域福祉課の山下と申します。それでは、まず、資料1「山口市再犯防止推進計画」について御説明します。 1ページを御覧ください。まず、「計画策定の経緯」としましては、本市では、国の再犯防止推進計画や、県の山口県再犯防止推進計画の策定を受け、令和2年3月に山口市再犯防止推進計画を策定しました。また、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、同じく国県の動きに合わせて、令和7年3月に第二次山口市再犯防止推進計画を策定し、現在、その2年目に入っているところです。今回新しく委員に就任された方もいらっしゃいますので、山口市再犯防止推進計画の概要について御説明します。 2ページを御覧ください。刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方、再犯者率が約50%に及ぶなど、再犯をどのように防ぐかが重要な課題となる中、各自治体において、再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。そこで、本市では、犯罪をした人が立ち直るための就労支援や居住支援、地域における包摂の推進等により、関係機関や地域住民等が一体となって取り組む第二次山口市再犯防止推進計画を策定し、令和7年度から第二次計画に基づく取組を行っているところです。 3ページを御覧ください。基本的な考え方としまして、この計画では、国の方針と県の計画を基本とした重点項目を設定し、取組内容が具体的かつ実効性のあるものとなるように努めています。また、関係機関と連携を図ることで、犯罪をした人等の特性及び地域の実情に応じた相談、支援体制の構築に取り組むこととしております。また、重点項目として、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて①「就労支援」、②「居住支援」をはじめとする6つの取組を重点的に推進しているところです。 4ページを御覧ください。この計画に基づき再犯防止に向けた取組を推進し、取組に対する評価・検証を行うために、資料に記載の関係団体や専門家等で構成する本協議会を設置しまして、計画の効果的な推進を図っていくこととしております。 5ページを御覧ください。第二次計画では、刑法犯検挙者中の再犯者数を20%以上減少させるという成果指標を設定しておりまして、令和5年の基準値92人から、第二次計画の終了時点の令和11年には20%減の73人とすることを目標としております。 次に、資料2の「再犯防止を取り巻く状況」について御説明します。1ページと2ページは、刑法犯検挙者に占める再犯者数及び再犯者率について、全国と山口市の数値を載せています。令和4年度までは、刑法犯検挙者数と再犯者数は減少傾向にありましたが、その後は増加に転じています。再犯者率は、令和6年時点で全国、山口市ともに50%を下回っている状況ですが、2ページの赤い丸を付けているところに129人とありますとおり、令和5年の92人から大幅に増加しておりまして、先ほど御説明した成果指標の目標値の73人より56人も多い状況となっているところです。 3ページと4ページは2ページの山口市内の再犯者数の罪種別と年代別の内訳を載せています。罪種では窃盗犯が多く、年代では40歳から49歳の年代の再犯者が多いことが分かります。 続いて5ページと6ページは、全国と山口県の新受刑者中の再入者数及び再入者率の推移です。山口県においては、令和5年と比較して令和6年は新受刑
--	---

者数、再入者数ともに増えており、再入者率が57.1%に増加しています。

7ページは、山口刑務所の受刑者数及び出所後2年以内の再入率の推移です。受刑者数は年によってばらつきがあり、再入率に関しては、令和6年は令和5年と比較して2.7ポイント減少し、7.2%になっております。

次に、資料3「令和7年度の取組状況」について御説明します。本日は、時間の都合もございますので、主な点に絞って御報告します。

1ページを御覧ください。こちらの表は、①から⑥までの重点項目と各項目における取組を一覧にしたものです。令和7年度は、各団体において、こちらに記載している各取組を進めていただきました。

2ページ以降は、重点項目①から⑥までの各取組の状況を掲載しています。2ページを御覧ください。重点項目①就労支援の取組として、パーソナルサポートセンターやまぐちでの相談件数を掲載しています。また、3ページでは、障害者就業・生活支援センター「デパール」での支援状況を掲載しています。

4ページを御覧ください。(3)関係機関との情報共有として、パーソナルサポートセンターやまぐちにおいて月1回開催される支援調整会議で、刑余者の就労支援を含めた幅広い情報共有が行われました。

5ページを御覧ください。次に、重点項目②居住支援の(1)更生保護施設における支援等では、ひまわり寮において、犯罪をした人のうち、身寄りのない人や引受人がいらない人を受け入れ、住居と食事を提供し、自立に向けた指導や援助が行われました。また6ページの(4)自立準備ホームにおける支援では、なでしこ女子寮において、同じく、宿泊場所や食事の提供、自立に向けた生活・就労指導が行われました。

次に、7ページを御覧ください。重点項目③生活支援では、(1)生活相談の充実として、やまぐち「まちの福祉相談室」や山口市福祉事務所をはじめとした各相談支援機関において、刑余者を含む相談者に対し、生活相談に応じた支援が行われました。また、令和7年12月に民生委員・児童委員の一斉改選があり、422名の民生委員・児童委員が委嘱され、地域住民の生活や福祉に関する相談に応じ、支援機関へのつなぎ役としての役割を担っています。

8ページを御覧ください。重点項目④学校等と連携した修学支援等では、(2)修学支援の充実として、重層的支援体制整備事業の取組の中で、支援対象となった不登校児童・生徒を抱える家庭に対し、市及び市教育委員会、民生委員、スクールソーシャルワーカー等が協力して家庭訪問を行い、家庭環境の改善を行いました。

9ページを御覧ください。(3)非行のある少年等への支援として、山口保護観察所、山口保護区保護司会、山口少年鑑別所等の関係機関において、非行のある少年への支援を行いました。

10ページを御覧ください。重点項目⑤関係機関・団体等とのネットワーク構築では、(1)山口圏域生活支援協議会の充実として、済生会山口地域ケアセンターを中心に、地域の生活困窮者等の医療・福祉・介護サービス等の支援を行うため、済生会山口総合病院や山口保護観察所、山口刑務所等の相談・支援等に関わる機関の職員が毎月第4月曜日に集まり、情報共有、事例検討などを行いました。構成団体は、10ページに記載のとおりです。

11ページを御覧ください。(3)既存の会議体とのネットワーク構築については、やまぐち「まちの福祉相談室」(通称:ふくまる相談室)において、【高齢】【障がい】【子ども】【生活困窮】などの福祉に関するあらゆる困りごとを、専門の相談員が様々な関係機関と連携して、解決に向けて支援しました。令和7年度の相談件数は2,148件となり、ふくまる相談室の認知が進むにつれて、相談件数が伸びているところです。

3 議題 令和8年度の取組 (案)	次に12ページを御覧ください。(4)保護司の確保への支援として、市において、保護司会研修会への地域交流センターなどの場所の提供や、補助金の支出を行い運営の支援を行いました。また、ここに記載はございませんが、保護司が自宅以外の場所を面接場所として利用できるように、保護司から地域交流センターを利用する話があった場合は配慮するよう、市内の地域交流センターに対して周知しております。 13ページを御覧ください。重点項目⑥広報・啓発では、(1)社会を明るくする運動の推進として、令和7年7月1日に中心商店街において啓発パレードを行いました。 14ページを御覧ください。(2)シンポジウム、講演会等の開催として、令和8年2月7日に「罪に問われた人の社会的包摂に関する特別講演会」を市と市教育委員会が共催して開催しました。当日は400名を超える来場がありました。 15ページを御覧ください。(3)市報、市ウェブサイト等による広報として、7月の社会を明るくする運動を、市報や市役所本庁1階、2階のデジタルサイネージを使って啓発しました。また、市ウェブサイトでも再犯防止推進の広報を行っています。 16ページを御覧ください。(5)広域的な活動の検討として、令和7年11月11日、再犯防止×地方創生政策ワークショップ型研修に市の担当者が参加し、「再犯・再非行を防止するためのアイデア」などについて検討しました。ワークショップでは、居住支援や就労支援、福祉的支援に加えて、出所者が地域で参加できるコミュニティ(自治会や出所者同士)が必要等の意見が出ました。 報告の(1)から(3)までについての説明は以上です。 【宗綱会長】 御意見や御質問はありませんか。 よろしいでしょうか。 それでは、続いて、次第3「議題 令和8年度の取組(案)」について、事務局から説明をお願いします。 【事務局】 それでは、令和8年度の取組(案)について御説明します。 令和8年度は、協議会の各構成団体において、引き続き、重点項目①から⑥までの取組を行い、再犯防止の推進に努めることとしたいと考えております。関係団体の皆様の御協力をお願いいたします。 また、令和8年度の重点項目⑥の取組として、今週末の令和8年9月5日、6日に山口刑務所、山口少年鑑別所の主催で、「第31回山口矯正展」が湯田温泉こんこんパークほか2会場で開催されます。皆様のお手元に案内チラシをお配りしておりますので、ぜひ御来場をお願いします。 山口刑務所の吉永様、矯正展について何か補足はございますでしょうか。 【吉永委員代理】 山口刑務所調査支援部門の主任をしております吉永です。よろしくお願いいたします。 矯正展について御案内いたします。資料の最後に添付しておりますチラシを御覧ください。今週末の5日、6日に「湯田温泉こんこんパーク」において開催されます。当日は様々なイベントを予定しております。また、刑務所の中を見学できる機会も設けております。現在、関係機関や各団体の御協力をいただきながら、開催に向けた準備を進めております。 なお、矯正展の準備対応にあたっているため、本日委員の大石が欠席してお
----------------------------------	--

4 再犯防止に関する取組紹介 (1) 山口公共職業安定所 所長 地主 好宏	ります。皆様におかれましては、ぜひ御来場いただき、矯正展を御覧いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。 【事務局】 吉永様、ありがとうございます。皆様、ぜひ御来場いただければと思っております。よろしくお願いいたします。 次に3ページを御覧ください。同じく重点項目⑥の取組として、「山口保護観察所と山口保護区保護司会の合同による中学生への講話」について御説明します。11月7日(土)、湯田中学校において、中学生を対象とした講話を開催します。この取組は、本年4月、山口保護区保護司会の宗綱会長と山口保護観察所の嶺所長が市長と面談された際に、「社会復帰支援について、子どもたちにも知ってほしい。教育委員会と連携できないでしょうか」と御提案いただいたことをきっかけに、現在、開催に向けて、実施内容などの調整を進めているものです。子どもたちが、保護司の活動や再犯防止、社会復帰支援の取組について学ぶ機会を持つことは、大変意義のあることだと考えており、来年度以降も継続して実施していきたいと考えております。 また、この講話は、湯田中学校の人権参観日に開催するため、地域住民の方も参加できます。委員の皆様もお時間がございましたらぜひ御参加くださいますようお願いいたします。 議題「令和8年度の取組(案)」についての説明は以上です。 【宗綱会長】 ありがとうございます。ただいま「令和8年度の取組(案)」について、事務局から説明がありました。 委員の皆様から御質問や御意見等はございませんでしょうか。 御意見・御質問がないようですので、それでは、「令和8年度の取組(案)」については、事務局案のとおり各団体において取り組んでいただくこととしてよろしいでしょうか。 それでは、そのように進めてまいります。皆様におかれましては、ぜひ、それぞれの団体において積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、資料にもありましたとおり、再犯防止の取組を進めるには、皆様の情報共有が不可欠ですので、その点もよろしくお願いいたします。 以上で、本日の報告及び議事は全て終了いたしました。 皆様、御協力ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。 【事務局】 宗綱会長、ありがとうございました。宗綱会長は、自席へ御移動をお願いいたします。 本協議会は複数の関係団体で構成されておりますが、それぞれの団体における再犯防止に関する取組について、相互に知る機会が少ない状況にあります。また、本協議会の設置目的であるネットワークの構築を図る上でも、各団体の取組を把握することは大変重要であると考えております。 そこで本日は、山口公共職業安定所及び山口少年鑑別所における再犯防止に関する取組について、御紹介いただきます。 まず、山口公共職業安定所 所長の地主好宏(じぬし よしひろ)委員に御説明をいただきます。地主委員は、前の席へ御移動をお願いいたします。
---	---

(2) 山口少年鑑別所
首席専門官 石村 知彦

【地主委員】

皆さん、こんにちは。ハローワーク山口、山口公共職業安定所の地主と申します。本日は、ハローワークの業務として、どのような支援を行っているかについて御説明します。

ハローワークは、仕事を探している方、就きたい方と、人材を採用したい事業所の双方を支援し、マッチングを行う機関です。働く目的には、給与や収入を得ることだけでなく、働くことを通じて社会とつながり、自分が必要とされていると実感することも含まれると考えています。

ハローワークでは、一人一人に寄り添った伴走型の支援を行っています。来所された方をすぐに面接へ案内するのではなく、就職準備の段階に応じて、必要な支援を行います。

具体的には、まず働く意義やハローワークの利用方法を知っていただきます。その上で、御自身の強み、これまでの職業経験、保有資格などを振り返っていただきます。さらに、給与、休日、勤務地、会社の寮の有無など、働く上で希望する条件を一つ一つ確認していきます。

就職活動において、受刑歴等を開示するかどうかについては、御本人の意向に沿って支援します。開示を希望される場合には、出所者等であることを理解した上で雇用に協力していただける雇用協力事業主の求人を確認し、希望に合う職種があれば紹介します。

ハローワークは厚生労働省の機関で、全国各地に設置されています。刑務所を出所された後、地元に戻られる場合や、知人を頼って別の地域へ移られる場合には、新しい居住地を管轄するハローワークへ相談を引き継ぐことができます。過去の相談記録も確認できるため、一貫した支援を行うことができます。就職することも大切ですが、その仕事を続け、職場に定着していただくことも重要です。働き始めると、職場でのコミュニケーションや、求人票に記載された条件と実際の勤務条件の違いなど、さまざまな課題が生じることがあります。そのような場合もハローワークに相談していただき、就労継続に向けた支援を行います。就職に向けた支援と定着に向けた支援を行っています。以上が、ハローワークの主な業務内容です。

【事務局】

地主委員、ありがとうございます。続きまして、山口少年鑑別所 首席専門官の石村知彦委員に御説明をいただきます。

石村委員は、前の席へ御移動をお願いいたします。

【石村委員】

山口少年鑑別所の首席専門官の石村でございます。委員の皆様が少年鑑別所についてどの程度御存じか分かりませんので、まず概要を説明させていただきます。少年鑑別所は法務省矯正局に属する機関です。刑務所も同じ矯正局ですが、刑務所が主に成人を対象としているのに対し、少年鑑別所は主に未成年者を対象としています。

少年鑑別所の業務は、法律上、「鑑別」「観護処遇」「地域援助」の三つを柱としています。現在の少年鑑別所法が施行されてから 10 年ほどが経過していますが、少年鑑別所そのものは戦後間もない頃から存在しています。以前は少年法や少年院法の中で位置付けられていましたが、平成 27 年に少年鑑別所法が制定され、現在に至っています。

地域援助は比較的イメージしやすいと思いますが、鑑別や観護処遇という言葉は馴染みがないかもしれません。鑑別とは、対象者がどのような特性や課題

を持っているのかを専門的な観点から分析し、見立てを行うことです。また、観護処遇の中で用いられる処遇とは、対象者に対する支援や指導などの働きかけを指します。少年鑑別所では、対象者に対してさまざまな働きかけを行っています。

鑑別は、主に家庭裁判所から送致された少年について、審判のための資料を作成することが大きな役割です。そのため、少年を収容した状態で行う「収容鑑別」と、自宅で生活しながら行う「在宅鑑別」があります。少年鑑別所では、心理学的な視点や行動面など多角的な観点から対象者を分析し、その人がどのような課題を抱えているのか、またどのような支援が必要なのかを見立てています。そうした専門的な評価を行う施設であると理解していただければと思います。

地域援助は、こうした専門的な知見を地域の再犯防止や非行防止に役立てる取組です。この役割が法律上明確に位置付けられたのは、この 10 年ほどのことになります。現在進められている再犯防止推進計画とも深く関係しています。また、先ほど山口刑務所から紹介のあった矯正展についても、当所が参加します。会場では、鑑別業務で用いる心理検査を一般向けに分かりやすくアレンジした体験コーナーや、少年鑑別所の業務について紹介する広報コーナーを設ける予定です。私も初日に参加しますので、御興味がありましたらぜひお越しください。

前置きはこのくらいにして、配布した資料について説明いたします。資料には重点項目に関連する取組をまとめています。これらの取組は毎年継続的に実施しているため、年度ごとに大きく内容が変わるものではありません。令和 7 年度の実績を紹介しますと、山口市内の特別支援学校や小学校、中学校などを訪問し、出前授業や研修を行っています。また、児童生徒への対応について教職員から相談を受けたり、指導する教職員向けの研修を実施したりしています。さらに、児童生徒向けの授業も行っています。

内容としては、発達面や行動面に課題のある児童生徒への対応、薬物乱用防止、スマートフォンや SNS の適切な利用方法、性に関する内容など、幅広いテーマを扱っています。なお、少年鑑別所は県全域を対象として活動しており、山口市だけでなく、周南市や下関市などからの依頼にも対応しています。先月は、中堅教員を対象とした研修も実施しました。

そのほか、学校から特定の児童生徒に関する相談を受けることもありますし、保護者からお子さんの問題行動について相談を受けることもあります。また、18 歳や 19 歳、あるいは 20 歳を超えた方の問題行動について相談を受けることもあります。本人から直接相談が寄せられる場合もあり、こうした個別相談にも対応しています。

これらの取組は毎年度継続して実施しており、令和 8 年度についても、前年度以前から継続しているケースへの対応に加え、新たな相談案件にも対応しています。ただし、当所の職員数は所長を含めて 14 名であり、フルメンバーでも 15 名です。さらに 24 時間 365 日体制で収容者に対応しているため、当直勤務者やその翌日の職員が必要となります。そのため、毎日 4～5 名の職員が当直関連業務に従事しており、地域支援や相談対応に従事できる職員は実質的に限られています。場合によっては、御依頼をいただいても日程等の都合によりお受けできないことがありますので、御理解いただければと思います。

参考資料として、市役所でカラー印刷していただいた資料を添付しています。講義等で実際に使用しているスライドを 4 枚掲載しています。

少年鑑別所という名称はやや堅い印象があるため、地域支援活動においては「法務少年支援センター」という名称を使用しています。これも少年鑑別所法で位置付けられているものです。当所の場合は「法務少年支援センター山口」という名称になります。

	資料に記載のとおり、相談支援をはじめ、心理検査、ワークブックを用いた指導、講座の実施など、さまざまな取組を行っています。講演テーマとしては、業務内容の紹介、発達障害への理解、非行防止、薬物問題などがあります。また、出前授業では、夏休み前の非行防止教育や法教育、いじめ問題への対応、スマートフォンや SNS の利用方法、アンガーマネジメントなどの内容を取り上げています。近年は学校や行政機関などからの要請も増えており、こうした取組を積極的に実施しているところです。私からの説明は以上です。ありがとうございました。 【事務局】 石村委員、ありがとうございました。 それでは、お礼の意味を込めまして、地主委員、石村委員に拍手をお願いいたします。 本日の予定は、全て終了いたしました。長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。本日の会議を契機として、皆様とともに再犯防止に関する取組を進め、本市が目指す「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現」に向けて、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。 今後とも、御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。 以上をもちまして、「令和8年度第1回山口市再犯防止推進協議会」を終了いたします。 誠にありがとうございました。
会議資料	《会議資料》 ・次第 ・席次表 ・山口市再犯防止推進協議会委員名簿 ・山口市再犯防止推進協議会設置要綱 ・報告(資料1、資料2、資料3) ・議題(資料4) ・第二次山口市再犯防止推進計画 ・第31回山口矯正展チラシ
問い合わせ先	健康福祉部 地域福祉課 地域福祉担当 (TEL)083-934-2790 (FAX)083-934-5087 (E-mail)t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp